# 消費者問題アラカルト













# FIT制度とFIP制度の違いを知る

馬上 丈司 Magami Takeshi 千葉エコ・エネルギー株式会社代表取締役 地方自治体における再生可能エネルギー政策の研究で、千葉大学において日本初の 博士(公共学)の学位授与。専門は環境政策、エネルギー政策、地方政策など

#### FIT制度の概要と課題

FIT制度とは再生可能エネルギー(再エネ)電 気の固定価格買取制度のことで、政府が定めた 一定の価格(調達価格)で、一定の期間にわたっ て再エネ電気を必ず買い取ることを保証するし くみです。日本国内のFIT制度は大きく2段階 に分かれていて、2009年から導入された住宅用 太陽光発電の余剰売電制度と、2012年から導入 された再工ネ電気の全量売電制度がありますが、 ここでは後者の全量売電制度を指すものとして お話ししていきます。FIT制度を利用すること で、再エネ発電を行う発電事業者は長期間の事 業収支を見通しやすくなり、再エネ電源への投 資が加速します。実際に、FIT制度によって太 陽光発電だけで6050万kW(2022年3月時点) が新たに導入され、FIT制度開始前の何と約12 倍にまで増加しました。単年度の導入量がピー クだった2015年には、世界全体の太陽光発電 導入量の約20%が日本国内での設置によるもの という一大市場が誕生したのです。

しかし、FIT制度は売電収入が固定されるた め、発電所の運転が開始されてから収入を増や すことが難しいという特徴があります。そのた め、まず初期投資をいかに下げるかという点に 目が行きがちになり、なるべく安い製品や工事 価格を発電事業者が求め、FIT制度を所管する資 源エネルギー庁も競争強化などによる国際価格 への収斂をめざすといった方針を打ち出すこと などによりそれを後押ししました。その結果、 例えば太陽光発電では安価な外国製の太陽光パ ネルや架台といった資材が採用されるようにな

り、かつては世界シェア上位を誇った国内のメー カーはどんどん衰退し事業から撤退していきま した。また、多くの発電事業者が参入するなかで 太陽光発電事業も玉石混交の状態になり、不適 切な設計や運営状況の発電所が目立つようにな りました。しかし、資源エネルギー庁はその解決 策として新たに計画される発電事業への規制ば かりを強化し、既に運転を開始した発電事業に 対してはほとんど改善に向けた手を打たなかっ たため、不適切な事業が残ったまま国内の太陽 光発電市場は大きく縮小することになり、FIT制 度の新規事業計画が最も増えた2013年度に比 べると、2021年度には何とたったの4%にまで 新規事業計画の数が減ってしまったのです。

一時期は世界屈指の大量導入を招いたもの の、国内の産業は大きく衰退し、新規事業計画 も大幅に減少するという結果になった理由は、 何よりも政府における再工ネ産業政策に長期的 な視点が足りなかったためでした。再エネ発電 事業の長期的な社会に対する便益を考えず、と にかく目先のコスト削減だけを事業者に強いる こととなった結果、健全な国内産業を育成し工 ネルギー安全保障を確立する機会を失ってし まったのです。これは、この後説明するFIP制度 でも解決されていない課題として残っています。

もう1つの課題として、FIT制度はインフレや 社会制度の変化に弱いという特徴があります。 インフレによって発電所の運転管理費や保険料 などが増加したり、土地の価格が上昇したりす ることによる固定資産税の負担増といったこと も起こり得ます。また、再エネ発電を含むエネ ルギー事業に新たな税金や賦課金などが課され



## (中i) (m) (m) 消費者問題アラカルト (n) (合) (\*i)







るといった事態も考えられます。通常の発電事 業であればそうした支出の増加を売電価格に転 嫁できますが、FIT制度の場合はそれができな いため、単純に収支が悪化していくことになり、 事業が継続できなくなってしまうことも考えら れるのです。

#### FIT制度からFIP制度へ

2022年4月より、新たにFIP制度が導入され ました。FIT制度は発電事業者が売る電気の価 格を長期間一定の価格で買い取ることを保証す るものでしたが、FIP制度は発電事業者が市場 などに売った電気の価格に対して一定のプレミ アム(補助金)を支払うものです。再エネ発電事 業者にとっては、発電した電気の売り先を自分 で探すことになり、収入も一定ではなくなると いう点が大きな違いです。なぜこうした制度を 導入するのかというと、資源エネルギー庁の説 明では再エネ電気も市場で売買されるようにし ていくためとしています。市場で電気を売るよ うになると、例えば電気をどのタイミングで売 るかを考える必要が出てきます。太陽光発電を 例に取ると、晴れの日の昼間は太陽光発電の電 気がたくさん市場に供給されるため、電気の売 値が安くなります。そうなると、なるべく高く 電気を売るために、蓄電池などを活用して朝夕 や夜間に電気を売ろうと考えるようになりま す。こうした需要のピークや、供給が不足して 電気が足りなくなりそうなタイミングでは電気 が高値で売れるので、発電事業者がそうした時 にも電気を売ろうとするようになり、結果とし て需給の調整が図られます。FIT制度だといつ 電気を売っても同じ価格なので、発電事業者に はこうした工夫をする動機が生じません。

一方で、FIP制度になると発電事業者の長期 的な収入の見通しが不透明になるため、事業リ スクはFIT制度より大きくなります。もちろん、 先に述べたような工夫によって収益を増やすこ ともできますが、市場に電気を売る際には発電 計画をしっかりと作る必要があり、もしその計 画どおりに電気を供給できないと「インバラン ス料金|という過不足に対するペナルティを負 担しなければなりません。何よりも、10年後や 20年後の電気料金がどうなっているかは誰にも 正確には予測できません。これによって最も影 響を受けるのが金融機関からの融資などの資金 調達です。FIT制度であれば、売電収入も販売 先も明快だったため、多くの金融機関が再エネ 発電事業に融資してきました。しかし、FIP制 度になると売電収入も販売先も長期間保証され るものではなくなるため、融資に消極的になっ てしまいました。これもFIT制度の課題で挙げ た産業育成に課題を残したのと同様に、金融機 関が再エネ発電事業をしっかりと評価し融資す るための成長を怠ってきた結果と言えます。本 来、どんな事業であっても10年後や20年後の 売上が確約されているはずはないのですが、再 エネ発電事業に限ってはFIT制度のぬるま湯に 金融機関が慣れ切ってしまったため、いざ普通 の事業と同じ月線で評価するとなった時に及び 腰になってしまっているのです。

### 再エネ電力の今後

ここまで、日本政府の再エネ促進策であるFIT 制度とFIP制度について説明してきましたが、こ うした制度の状況も踏まえて今後の再エネ発電 が国内でどのようになっていくのかを考えてい きたいと思います。

まず、日本政府の将来的な再エネに関する目 標がどうなっているのかをみていきましょう。 2030年に向けて、日本政府が掲げている気候変 動対策目標は、2021年10月22日に閣議決定さ れた地球温暖化対策計画において温室効果ガス 総排出量を2013年度比で46%削減すること、 さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくこと とされています。2013年度の温室効果ガス総排 出量は14億800万%であり、主な排出源として はエネルギー起源の二酸化炭素が2013年度時 点で12億3500万%を占めているため、政府は これを6770万5(45%減)まで減らすことが必



## (中i) (m) (m) 消費者問題アラカルト (n) (合) (\*i)







要としています。そのために2030年には再エネ 発電の割合を36~38%まで増やしていくとし ていますが、太陽光発電をみてもFIT制度やFIP 制度で増えるのは2030年時点で最低限必要な 導入量の30%程度としており、あと8年を切る なかで具体的な普及策は欠いたままとなってい ます。また、地方自治体では2050年二酸化炭素 排出実質ゼロを達成していく「ゼロカーボンシ ティ」をめざすと表明する動きが相次いでおり、 2023年1月31日時点でその数は831自治体と なっています。人口ベースでは約1億2452万人 に達しましたが、各自治体の表明している文書 を見るとあくまでも「宣言」にとどまっており、 地域内での再エネの普及を含めて具体的な行動 計画は政府と同様にまだこれからという地域が

大半とみられます。

このような国や地方自治体の動きとは対照的 に、民間企業等では再エネ電力を求める動きが活 発化しています。その背景にはESG投資の観点 からの企業活動における再工ネ電力活用の要請 や、SDGsの観点からの社会や企業活動の持続可 能性などではなく、単に経済的な合理性によるも のが強く表れています。2023年の4月以降、大 手電力会社が電気料金の大幅な値上げを政府に 申請したことは皆さんもご存じのことと思いま す。こうした基本料金の値上げと、昨年来高騰を 続けている燃料費調整単価によって、例えば東京 電力エナジーパートナーでは家庭用の電気料金 (従量電灯B)が2年前の2倍以上となる約35~ 46円/kWh (激変緩和措置反映前)になることが 見込まれています。事業用の高圧供給の電気料 金も30円/kWhを超えつつあり、一方でFIT 制度では事業用の太陽光発電の電気が10円/ kWh前後の調達価格になっています。こうなっ てくると、電気を使う側も再エネ発電事業者側 も、FIT制度など関係なく太陽光発電の電気を買 う・売ることに経済的なメリットが出てきます。 こうして再エネ電気を求める企業が増えるな かで、新たなビジネスも誕生しています。例え ば、再エネ発電は火力発電や原子力発電などと

比べて発電所単体の規模が小さかったり、多様 な事業者が発電事業を行っていたりするという 特徴があります。そうなると、個々の発電事業者 が市場に電気を供給したり需要家を探したりす ることが負担になってくるため、それを発電事 業者に代わって行う「アグリゲーション(集約/ 束ねる) ビジネス」が増えてきています。アグリ ゲーションビジネスを行う事業者を「アグリゲー ター」といいますが、アグリゲーターは電気の 供給側だけでなく需要側の調整を行うこともあ ります。太陽光発電や風力発電は、天候による 影響を受けて発電電力量が変化することが懸念 点としてよく挙げられます。これに対して、ア グリゲーターは電気の需要側を調整することで 需給バランスを安定化させることもあります。

こうした電力の供給に需要を合わせていくし くみを「デマンドレスポンス」といいます。2022 年秋から、政府の節電プログラムによる節電 チャレンジが行われていますが、これもデマン ドレスポンスの1つです。

### おわりに

FIT制度が始まって再エネの普及が進むなか で、「国民負担の抑制は待ったなし」という言葉 が資源エネルギー庁を中心に錦の御旗のように 掲げられてきましたが、結果として火力発電の 燃料費上昇による国民負担の増加はFIT制度に よる負担をたった1年で大きく上回るようにな りました。本来は、エネルギー自給率を向上さ せることで今のような状況を防ぐための再エネ 普及だったはずなのですが、政府が目先のコス ト削減にばかり目を奪われて、長期的な視点が 不足した結果、今の出口がみえない電気料金高 騰を招いているともいえます。

結果として、電気料金の高騰が再エネの導入 を後押しするというのは皮肉なことですが、こ の状況を教訓として改めて私たちの社会でなぜ 再エネの導入を進めるのかを問い直すよい機会 が訪れたのだと思います。皆さんもぜひ、この 問題について改めて考えてみてください。